



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日本ケミファ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 一城  
(コード番号 4539 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 轡田 雅則  
(TEL 03-3863-1211)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第84回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、また、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日 (水)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日 (水)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第<u>31</u>条 ↳ 第<u>40</u>条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第<u>31</u>条 (補欠監査役)</p> <p><u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項に定める期間を超えることはできない。</u></p> <p>第<u>32</u>条 ↳ 第<u>41</u>条</p> <p>(現行どおり)</p>